

建築設計業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停 (<u>第48条</u>の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>12 [略]</p> <p>(指示等及び協議の書面主義)</p> <p>第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (<u>第4項</u>において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3・4</u> [略]</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(著作権の譲渡等)</p> <p>第7条 受注者は、成果物(第36条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び回</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停 (<u>第55条</u>の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>12 [略]</p> <p>(指示等及び協議の書面主義)</p> <p>第2条 この契約書に定める指示、<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額 (<u>第5項</u>において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4・5</u> [略]</p> <p>(権利義務の譲渡等<u>の禁止</u>)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(著作権の譲渡等)</p> <p>第7条 受注者は、成果物(第36条第1項<u>の規定により読み替えて準用される第30</u></p>

改正前	改正後
<p><u>条</u>第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第10条までにおいて同じ。)又は成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。)のうち受注者に帰属するもの(著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。)を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。</p> <p>(管理技術者等に対する措置請求)</p> <p>第15条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第11条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した<u>上で</u>、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した<u>上で</u>、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(受注者の請求による履行期間の延長)</p> <p>第23条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した<u>上で</u>発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(発注者の請求による履行期間の短縮等)</p> <p>第24条 [略]</p>	<p><u>条</u>に規定する指定部分に係る成果物及び<u>第36条第2項の規定により読み替えて適用される第30条</u>に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第10条までにおいて同じ。)又は成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。)のうち受注者に帰属するもの(著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。)を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。</p> <p>(管理技術者等に対する措置請求)</p> <p>第15条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第11条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した<u>書面により</u>、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した<u>書面により</u>、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(受注者の請求による履行期間の延長)</p> <p>第23条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した<u>書面により</u>、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(発注者の請求による履行期間の短縮等)</p> <p>第24条 [略]</p>

改正前	改正後
<p><u>2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。</u></p> <p>3 発注者は、<u>前2項</u>の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、<u>発注者が履行期間の変更の請求を受けた日</u>、前条の場合にあっては、<u>受注者が履行期間の変更の請求を受けた日</u>）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(業務委託料の支払)</p> <p>第31条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(前金払)</p> <p>第33条 [略]</p>	<p>2 発注者は、<u>前項</u>の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(履行期間の変更方法)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては<u>発注者が履行期間の変更の請求を受けた日</u>、前条の場合にあっては<u>受注者が履行期間の変更の請求を受けた日</u>）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p><u>(適正な履行期間の設定)</u></p> <p><u>第25条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p>(業務委託料の支払)</p> <p>第31条 受注者は、前条第2項 <u>(同条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(前金払)</p> <p>第33条 [略]</p>

改正前	改正後								
<p>2～5 [略]</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.7パーセントの割合</u>(この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(部分引渡し) 第36条 [略]</p>	<p>2～5 [略]</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合</u>(この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。<u>以下「財務大臣決定割合」という。</u>)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>(部分引渡し) 第36条 [略]</p> <p><u>(債務負担行為に係る契約の特則)</u></p> <p><u>第36条の2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額(以下この条において「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。</u></p> <table data-bbox="1299 877 1612 957"> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> </table> <p><u>2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。</u></p> <table data-bbox="1299 1005 1612 1085"> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> </table> <p><u>3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。</u></p> <p><u>(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)</u></p> <p><u>第36条の3 債務負担行為に係る契約の前金払については、第33条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第34条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額」とする。ただし、この契約を締</u></p>	年度	円	年度	円	年度	円	年度	円
年度	円								
年度	円								
年度	円								
年度	円								

改正前	改正後
<p><u>(瑕疵担保)</u></p> <p>第39条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。</p> <p>2 前項において受注者が負うべき責任は、第30条第2項（第36条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。</p> <p>3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第30条第3項又は第4</p>	<p><u>結した会計年度（以下この条において「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計仕様書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第33条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計仕様書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第33条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。</u></p> <p><u>4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第33条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。</u></p> <p><u>5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第34条第3項の規定を読み替えて準用する。</u></p> <p><u>(契約不適合責任)</u></p> <p>第39条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</p> <p>2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p> <p>3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、</p>

改正前	改正後
<p><u>項の規定による成果物の引渡しを受けた場合にあっては、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内に、第36条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合にあっては、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内に、それぞれ行わなければならない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡し時から10年間を超えたときは、修補又は損害賠償の請求をすることはできない。</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、成果物の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。</u></p> <p><u>5 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(履行遅延の場合における損害金等)</u></p> <p><u>第40条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。</u></p> <p><u>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365</u></p>	<p><u>その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p><u>(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p><u>(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約を締結した目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込がないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>(発注者の任意解除権)</u></p> <p><u>第40条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第42条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>日当たりの割合とする。)で計算した額とする。</u></p> <p><u>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</u></p> <p>(発注者の解除権)</p> <p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>(5) <u>第43条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</u></p> <p>(6) <u>受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。</u></p> <p><u>イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同</u></p>	<p>(発注者の<u>催告による</u>解除権)</p> <p>第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは<u>相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは</u>この契約を解除することができる。<u>ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。</u></p> <p><u>エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</u></p> <p><u>オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p> <p><u>キ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</u></p> <p><u>ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</u></p> <p><u>（談合その他不正行為による発注者の解除権）</u></p> <p><u>第41条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>（1） この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。</u></p> <p><u>（2） 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</u></p> <p><u>(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</u></p> <p><u>(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><u>（契約が解除された場合等の違約金）</u></p> <p><u>第41条の3 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合</u></p> <p><u>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u></p> <p><u>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 破産法（平成16年法律第75号）第74条第1項の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 会社更生法（平成14年</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>法律第154号) 第67条第1項の規定により選任された管財人</u> <u>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 民事再生法(平成11年法律第225号) 第2条第2号に規定する再生債務者等</u> <u>3 第1項各号のいずれかに該当する場合(第41条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)</u>において、<u>第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</u></p> <p><u>(その他の理由による発注者の解除権)</u> 第42条 発注者は、<u>業務が完了するまでの間は、第41条又は第41条の2の規定によるほか、必要があるときは、</u>この契約を解除することができる。</p>	<p><u>(発注者の催告によらない解除権)</u> 第42条 発注者は、<u>受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに</u>この契約を解除することができる。</p> <p><u>(1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。</u> <u>(2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。</u> <u>(3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u> <u>(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</u> <u>(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</u> <u>(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</u> <u>(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>(8) 第44条又は第45条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</u></p> <p><u>(9) 受注者（受注者が設計共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。</u></p> <p><u>イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。</u></p> <p><u>エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</u></p> <p><u>オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u></p> <p><u>キ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</u></p> <p><u>ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</u></p> <p><u>(10) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令</u></p>

改正前	改正後
<p>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(受注者の解除権)</p> <p>第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するこ</p>	<p>が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。</p> <p>(11) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>(12) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>(13) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第43条 第41条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>(受注者の催告による解除権)</p> <p>第44条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその</p>

改正前	改正後
<p>とができる。</p> <p><u>(1) 第20条の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。</u></p> <p><u>(2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</u></p> <p><u>(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。</u></p> <p><u>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</u></p> <p>(解除の効果)</p> <p>第44条 [略]</p>	<p><u>履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(受注者の催告によらない解除権)</u></p> <p>第45条 <u>受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 第20条の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。</u></p> <p><u>(2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</u></p> <p><u>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u></p> <p>第46条 <u>第44条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約を解除することができない。</u></p> <p>(解除の効果)</p> <p>第47条 [略]</p>

改正前	改正後
<p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除く。以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第45条 この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、解除が第41条若しくは第41条の2の規定によるとき又は解除が第41条の3第2項各号に該当するときにあっては当該前払金の額(第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、解除が第41条若しくは第41条の2の規定によるとき又は解除が第41条の3第2項各号に該当するときにあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付</p>	<p>2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除く。以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第48条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第33条(第36条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、解除が第41条若しくは第42条の規定によるとき又は解除が次条第3項に該当するときにあっては当該前払金の額(第36条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣決定割合で計算した額の利息を付した額を、第40条、第44条又は第45条の規定による解除にあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、解除が第41条若しくは第42条の規定によるとき又は解除が次条第3項に該当するときにあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣決定割合で計算した額の利息を付した額を、第40条、第44条又は第45条の規定による解除にあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>した額を、<u>第42条又は第43条</u>の規定による解除にあつては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条若しくは<u>第41条の2</u>の規定によるとき又は解除が<u>第41条の3第2項各号</u>に該当するときは発注者が定め、<u>第42条又は第43条</u>の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>3 受注者は、この契約が<u>業務の完了前に</u>解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条若しくは<u>第42条</u>の規定によるとき又は解除が<u>次条第3項</u>に該当するときは発注者が定め、<u>第40条、第44条又は第45条</u>の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p><u>5 業務の完了前にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。</u></p> <p><u>(発注者の損害賠償請求等)</u></p> <p><u>第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。</u></p> <p><u>(2) この成果物に契約不適合があるとき。</u></p> <p><u>(3) 第41条又は第42条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第41条又は第42条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除された</u></p>

改正前	改正後
<p>(談合その他不正行為による損害賠償の予約)</p> <p>第45条の2 受注者は、第41条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p><u>とき。</u></p> <p><u>(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</u></p> <p><u>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u></p> <p><u>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 破産法（平成16年法律第75号）第74条第1項の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により選任された管財人</u></p> <p><u>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等</u></p> <p><u>4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額とする。</u></p> <p><u>6 第2項の場合（第42条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</u></p> <p>(談合その他不正行為による損害賠償の予約)</p> <p>第50条 受注者は、第42条第10号から第13号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

改正前	改正後
	<p><u>(受注者の損害賠償請求等)</u></p> <p><u>第51条</u> 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第44条又は第45条の規定により契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第31条第2項（第36条において準用する場合も含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣決定割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p><u>(契約不適合責任期間等)</u></p> <p><u>第52条</u> 発注者は、引き渡された成果物に関し、第30条第3項又は第4項（第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p> <p>2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</p> <p>3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。</p> <p>4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="185 847 349 879">第46条 [略]</p> <p data-bbox="226 935 421 962">(賠償金等の徴収)</p> <p data-bbox="185 975 1115 1217">第47条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで<u>年2.7パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)</u>で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p data-bbox="185 1230 1115 1345">2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>年2.7パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)</u>で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p data-bbox="185 1401 445 1431">第48条～第50条 [略]</p>	<p data-bbox="1167 212 1413 239"><u>をすることができる。</u></p> <p data-bbox="1144 253 2074 368"><u>5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="1144 383 1966 410"><u>6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合期間については適用しない。</u></p> <p data-bbox="1144 424 2074 579"><u>7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="1144 593 2074 793"><u>8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="1144 847 1308 879">第53条 [略]</p> <p data-bbox="1184 935 1379 962">(賠償金等の徴収)</p> <p data-bbox="1144 975 2074 1174">第54条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで、<u>財務大臣決定割合</u>で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p data-bbox="1144 1230 2074 1302">2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>財務大臣決定割合</u>で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p data-bbox="1144 1401 1404 1431">第55条～第57条 [略]</p>

附 則

この契約書は、令和2年4月1日から施行する。